**豊川市墓園利用確約書**

下記のいずれかに該当するときは、墓園の利用の許可を取り消されても異議ありません。

記

１　偽り又は不正な手段により墓園の利用の許可を受けたとき。

２　墳墓を造営し、碑石、形像等を建設する目的以外に利用したとき。

３　墓園の利用許可に付された条件に従わなかったとき。

４　偽り又は不正な手段により使用料の徴収を免れたとき。

５　墓園の利用の許可を受けた日から墳墓等を設けないで３年を経過したとき。

６　利用権を譲渡し、又は利用場所を貸し付けたとき。

　　　豊川市長　竹本　幸夫　殿

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　氏　名